

山梨県における職業訓練の基準等を定める条例の制定について

1 条例制定の背景

- ・分権一括法(※)により、職業能力開発促進法関係で職業訓練の実施に関する基準等が都道府県の条例に委任された。
- ・経過措置により、平成25年4月1日からは各種基準を条例で定めなければならない。
 ※正式名称「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」。第1次一括法、第2次一括法が平成23年5月、8月にそれぞれ公布。

2 現行基準の概要

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）

項 目	国の基準※
【1】県立職業能力開発施設以外の県研究機関等の施設において行うことができる職業訓練	参酌すべき
【2】県が民間教育訓練機関等に委託することができる職業訓練	参酌すべき
【3】県立職業能力開発施設で行う職業訓練の教科、訓練時間、設備その他の基準《普通課程、短期課程、専門課程、専門短期課程》	参酌すべき 標準
【4】無料とする公共職業訓練	参酌すべき
【5】県立職業能力開発施設で行う普通職業訓練の職業訓練指導員の資格	従うべき
【6】県立職業能力開発施設で行う高度職業訓練の職業訓練指導員の資格	参酌すべき

※ 従うべき基準：必ず適合しなければならない基準

標準：合理的な範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容される基準

参酌すべき基準：十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準

3 県が定める基準の考え方

- ・省令は、職業訓練を適切に実施するために必要な水準の大枠を示しているもので、現状でも地域ニーズを勘案した弾力的な職業訓練が展開できるようになっている。
- ・また、現在省令の基準に基づき訓練を実施していて不都合がないこと、指導員や施設設備の体制、訓練カリキュラムなどの状況を勘案すると、省令の基準と異なる基準とすべき事情や特殊性はない。
- ・このため、原則、省令の基準を用いて本県の基準としたい。

【参考：用語について】

- 高度職業訓練
 - ・労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練
- 普通職業訓練
 - ・高度職業訓練以外の職業訓練
- 専門課程、専門短期課程、普通課程、短期課程
 - ・次表のとおり

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
高度職業訓練	専門課程	専門短期課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程

- 公共職業能力開発施設
 - ・国及び都道府県が設置する職業能力開発短期大学校、職業能力開発校等
 - ※ 県立職業能力開発施設：産業技術短期大学校、高等技術専門校、就業支援センター
- 公共職業訓練
 - ・公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練

○職業能力開発促進法の規定及び基準設定の考え方

職業能力開発促進法	職業能力開発促進法施行規則	本県基準設定の考え方
<p>【1】(国及び都道府県の行う職業訓練等) 第十五条の六 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。 ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの(都道府県にあっては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの)については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。</p> <p>【2】第十五条の六 3 国及び都道府県が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(「公共職業能力開発施設」)内において行うほか、国にあっては職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあっては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するときは、<u>職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることにより行うことができる。</u></p> <p>【3】(職業訓練の基準) 第十九条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあっては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)に従い、<u>普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。</u></p>	<p>職業能力開発促進法施行規則 (法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件) 第三条の二 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。</p> <p>(法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件) 第三条の四 法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。</p>	<p>基準 参酌 ・本県では実施の実績がないが、将来的に実施するに当たっては、国が訓練を適切に実施するために必要とする基準を踏まえて行うことが適当と考えられるため、省令の基準どおりとする。</p> <p>参酌 ・省令は、雇用情勢に柔軟に対応するため委託訓練を実施できるとしており、本県でも離職者の急増に対応し、委託による離職者訓練を実施している。また、第9次職業能力開発計画においても離職者訓練の充実を図るとしていることから、省令の基準どおりとする。</p>
<p>(普通課程の訓練基準) 第十条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 訓練の対象者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による中学校を卒業した者(以下「中学校卒業業者」という。)若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者(以下「中等教育学校前期課程修了者」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有する者であること又は同法による高等学校を卒業した者(以下「高等学校卒業業者」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有する者であること。 二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。 三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。 四 訓練期間 中学校卒業業者若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下この項において「中学校卒業業者等」という。)を対象とする場合にあっては二年、高等学校卒業業者若しくは中等教育学校卒業業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下この項において「高等学校卒業業者等」という。)を対象とする場合にあっては一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、<u>中学校卒業業者等を対象とするときは二年以上四年以下、高等学校卒業業者等を対象とするときは一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。</u> 五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が<u>中学校卒業業者等を対象とする場合には二千八百時間以上、高等学校卒業業者等を対象とする場合には千四百時間以上</u>であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。</p>	<p>参酌 ・現状、普通課程は新規高卒者及び若年離職者等を対象としており、中学校卒業業者等を対象とした課程を設置していないため、<u>中学校卒業業者等にかかる部分は削除して規定する。</u></p> <p>参酌 ・現状、中学校卒業業者等を対象とした課程を設置していないため、<u>中学校卒業業者等にかかる部分は削除して規定する。</u></p> <p>参酌 ・現状、中学校卒業業者等を対象とした課程を設置していないため、<u>中学校卒業業者等にかかる部分は削除して規定する。</u></p> <p>参酌 ・現状、中学校卒業業者等を対象とした課程を設置していないため、<u>中学校卒業業者等にかかる部分は削除して規定する。</u></p>	<p>・訓練の実施状況等を踏まえ、下記以外は省令の基準どおりとする。 ・現状、普通課程は新規高卒者及び若年離職者等を対象としており、中学校卒業業者等を対象とした課程を設置していないため、<u>中学校卒業業者等にかかる部分は削除して規定する。</u></p> <p>・現状、中学校卒業業者等を対象とした課程を設置していないため、<u>中学校卒業業者等にかかる部分は削除して規定する。</u></p> <p>・現状、中学校卒業業者等を対象とした課程を設置していないため、<u>中学校卒業業者等にかかる部分は削除して規定する。</u></p>

職業能力開発促進法	職業能力開発促進法施行規則	本県基準設定の考え方
	<p>六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。</p> <p>七 訓練生(訓練を受ける者をいう。以下同じ。)の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。</p> <p>八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。</p> <p>九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項(法第二十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による技能照査(以下「技能照査」という。)をもって代えることができる。</p> <p>2 別表第二の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第十一条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。</p> <p>二 教科 その科目が職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。</p> <p>三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。</p> <p>四 訓練期間 六月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年)以下の適切な期間であること。</p> <p>五 訓練時間 総訓練時間が十二時間(別表第三の訓練科の欄に掲げる訓練科に係る訓練にあつては、十時間)以上であること。</p> <p>六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。</p> <p>2 別表第三の訓練科の欄に掲げる訓練科又は別表第四の訓練科の欄に掲げる訓練科に係る訓練について は、前項各号に定めるところによるほか、別表第三又は別表第四に定めるところにより行われるものを標準とする。</p> <p>(専門課程の訓練基準)</p> <p>第十二条 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練の対象者 高等学校卒業若しくは中等教育学校卒業若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。</p> <p>二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。</p> <p>三 訓練期間 二年であること。ただし訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。</p> <p>四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。</p> <p>五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。</p> <p>六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。</p> <p>七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。</p> <p>イ 第四十八条の第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p> <p>ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者</p>	<p>基準 参酌 標準 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 標準 参酌</p> <p>•訓練の実施状況等を踏まえ、省令の基準どおりとする。</p> <p>•訓練の実施状況等を踏まえ、省令の基準どおりとする。</p>

職業能力開発促進法	職業能力開発促進法施行規則	本県基準設定の考え方
	<p>ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であって、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの</p> <p>八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以上に一回行うこと。</p> <p>2 別表第六の訓練科の欄に定める訓練科については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。</p> <p>(専門短期課程の訓練基準)</p> <p>第十三条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。</p> <p>二 教科 その科目が職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。</p> <p>三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。</p> <p>四 訓練期間 六月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年)以下の適切な期間であること。</p> <p>五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。</p> <p>六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。</p>	<p>・訓練の実施状況等を踏まえ、省令の基準どおりとする。</p>
<p>【4】(職業訓練を受ける求職者に対する措置)</p> <p>第二十三条 公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、<u>無料とする。</u></p> <p>一 国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)</p> <p>二 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練</p> <p>三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練(厚生労働省令で定める基準を参照して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。)</p>	<p>(法第二十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第二十九条の五 法第二十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練並びに<u>障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練</u>(職業訓練を無料とする範囲及び手当を支給する範囲)</p> <p>第二十九条の四 略</p> <p>2 法第二十三条第一項第一号及び同条第二項の厚生労働省令で定める訓練課程は、短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのもの)に限る。次条において同じ。)とする。(平成5年労働省告示第5号)</p> <p>「職業能力開発促進法施行規則第29条の4第1項及び第29条の5の規定に基づく職業訓練を無料とする求職者」</p> <p>職業能力開発促進法施行規則第29条の4第1項及び第29条の5の厚生労働大臣が定める求職者は、新たな職業に就こうとする求職者とする。</p>	<p>・新たな職業に就こうとして短期課程の職業訓練を受講する求職者については、求職者であることに伴う経済的事情を考慮し速やかな就職を支援することが必要であるため、省令の基準どおりとする。</p> <p>なお、<u>本県で設置していない障害者職業能力開発校にかかる部分は削除して規定する。</u></p>
<p>【5】(職業訓練指導員免許)</p> <p>第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。)における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、<u>厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者</u>)でなければならない。</p>	<p>(法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第三十六条の十五 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める基準は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は<u>第四十八条の三各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)</u>であつては、<u>第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。</u>)とする。</p> <p>一 法第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科(以下この条において単に「教科」という。)</p> <p>二 教科に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの</p>	<p>・従うべき基準のため省令の基準どおりとする。</p>

職業能力開発促進法	職業能力開発促進法施行規則	本県基準設定の考え方
	<p>職業能力開発促進法施行規則</p> <p>三 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの 四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの 五 教科に関し、第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者</p> <p>第三十九条 法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 免許職種に関し、第六十一条に規定する一級の技能検定又は法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定(以下「単一等級の技能検定」という。)に合格した者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの</p>	<p>基準</p>
<p>【6】(職業訓練指導員資格の特例) 第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第二十八条各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者(都道府県が設置する公共職業能力開発施設の行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県の条例で定める者)であつて、同条第五項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならぬ。</p>	<p>(法第三十条の二第二項の厚生労働省令で定める基準) 第四十八条の二の二 法第三十条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、専門課程の高度職業訓練については前条第二項各号のいずれかに該当する者とし、応用課程の高度職業訓練については前条第三項各号のいずれかに該当する者とする。 (専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格等) 第四十八条の二 法第三十条の二第二項の厚生労働省令で定める訓練課程は、専門短期課程及び応用短期課程とする。 2 法第三十条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、専門課程の高度職業訓練については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたことに該当する学位を含む。次項第二号において同じ。)を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの 二 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者 三 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者 四 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの 五 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、三年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者 六 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者 七 三年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの 八 十年以上(長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。次項第十号において同じ。))を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p>	<p>参酌</p> <p>・今後採用する職業訓練指導員についても、現在の指導員と同程度の能力が必要であり、指導員の水準の確保及び訓練の質の維持の観点から省令の基準どおりとする。</p>